

令和5年第2回
利根町議会定例会会議録 第2号

令和5年6月5日 午前10時開議

1. 出席議員

1番	山崎敬子君	7番	船川京子君
3番	佐藤眞一君	8番	井原正光君
4番	峯山典明君	9番	五十嵐辰雄君
5番	石井公一郎君	10番	山崎誠一郎君
6番	新井邦弘君	11番	大越勇一君

1. 欠席議員

2番 本谷孝君

1. 説明のため出席した者の氏名

町	長	佐々木喜章君
教 育	長	海老澤勤君
総務課長兼選挙管理委員会書記長		大越達也君
政 策 企 画 課 長		布袋哲朗君
財 政 課 長		蜂谷忠義君
防 災 危 機 管 理 課 長		亀谷英一君
税 務 課 長		鈴木壮君
住 民 課 長		永田幸夫君
福 祉 課 長		服部豊君
子 育 て 支 援 課 長		松永重生君
保健福祉センター所長		勝村健君
生 活 環 境 課 長		飯島弘君
保険年金課長兼国保診療所事務長		松本浩睦君
農業政策課長兼農業委員会事務局長		大越聖之君
建 設 課 長		大越正博君
ま ち 未 来 創 造 課 長		清水敬子君
会 計 課 長		本谷幸洋君
学 校 教 育 課 長		中村寛之君
生 涯 学 習 課 長		弓削紀之君

指 導 課 長 丹 晴 幸 君

1. 職務のため出席した者の氏名

議 会 事 務 局 長	宮 本 正 裕
書	辰 尾 尚 美
書	齋 藤 リ マ

1. 議事日程

議 事 日 程 第 2 号

令和5年6月5日（月曜日）

午前10時開議

日程第1 一般質問

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

午前10時00分開議

○議長（大越勇一君） おはようございます。

ただいまの出席議員は10名です。2番本谷 孝議員から所用のため遅れるという届出がありました。

定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

会議に先立ち、町長より今般の台風2号と前線による現在の被害の状況について発言を求められておりますので、これを許します。

〔町長佐々木喜章君登壇〕

○町長（佐々木喜章君） 皆さん、おはようございます。本会議に先立ちまして、今回の台風2号の影響による前線活動の活発化に伴う大雨への対応につきまして御説明申し上げます。

先週6月2日金曜日、前線活動が活発化し、6月3日土曜日にかけて大雨が予想されたことから、6月2日金曜日13時30分に災害対策本部を設置し、同日16時に文化センターへ避難所を、保健福祉センターへ福祉避難所をそれぞれ開設いたしました。また、関係課職員については宿泊宿直業務にて対応し、大雨に伴う町内の被害状況の把握、現場対応及び町民の方からの問合せへの対応などに当たってきたところでございます。

町内におきましては、大雨の影響により複数の場所において道路冠水が発生し、通行止めなどの措置を取らせていただきました。本日、現在、利根ニュータウン、福木、中谷の

それぞれの一部の地域におきまして、冠水による町道等の通行止めが継続中でございます。

町建設協会の御協力により、ポンプによる排水作業など実施しているところではございますが、近隣の町民の皆様におかれまして御不便をおかけしておりますことをおわび申し上げますとともに、町といたしましても、現在、災害対策本部を継続設置の上、被害の復旧作業に全力を挙げて取り組んでおりますので、御理解のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長（大越勇一君） 発言が終わりました。

本日の議事日程は、タブレットに掲載のとおりです。

日程に入る前に、一般質問について確認事項を申し上げます。執行部には反問権を付与しております。議員の質問に疑問があるときは、反問する旨宣告し、議長の許可を得て反問してください。

次に、議員に申し上げます。会議規則第61条第1項の規定により、一般質問は町の一般事務についてただすものです。したがって、町の一般事務に関係のないものは認められません。また、町長のプライベートな内容などを聞く場ではありません。通告に従い、十分にこれらのルールを遵守するよう申し上げます。

それでは議事日程に入ります。

○議長（大越勇一君） 日程第1，一般質問を行います。

通告順に質問を許します。

1番通告，6番新井邦弘議員。

〔6番新井邦弘君登壇〕

○6番（新井邦弘君） 皆さん、おはようございます。1番通告，6番新井邦弘でございます。傍聴に来られた皆様，そして中継を御覧の方々，本当にありがとうございます。

また，台風2号の影響で大雨の被害に遭われた皆様方に，お見舞いを申し上げます。そして，町長，それから役場の職員の方々がいち早く災害本部を立ち上げて，町民のために御尽力していただき，感謝を申し上げます。

それでは通告に従い，質問をさせていただきます。大きく分けて二つ御質問を今回はさせていただきます。

まず，一つ目の質問です。選挙投票率アップについて。

我が町の選挙投票率は，多少の上がり下がりがありますが，長期的に見ますと低下傾向にあります。若い有権者の投票率が低いのは，学校教育において政治や選挙の仕組みを教えても，選挙の意義や重要性を理解させたり，社会や政治に対する判断力，国民主権を担う公民としての意欲や態度を身につけるのに十分なものとはなっていないことが，その一因であると思います。

総務省の最終報告書においては，主権者教育の重要性が提唱されております。その中に

は、選挙は、民主主義の基盤をなすものであり、選挙が公正に行われなければその健全な発達を期することはできない。国民一人一人が政治や選挙に十分な関心を持ち候補者の人物や政権、政党の政策を判断できる目を持ち、自分の一票を進んで投票することをもって初めて達成できるものであり、そのためには、選挙時だけではなく常日頃からあらゆる機会を通じて、政治、選挙に関する国民の意識の醸成、向上を図っていくことが重要であると指摘がありますが、私も同感であります。

国政選挙では、投票率アップをねらって、投票を済ませた有権者に来場証明書を交付してこれを提示することにより、商店街などで割引特典を受けられるという試みがありました。また、これらの特典をフェイスブックに公開することにより、若い世代の投票を促す取組もありました。

今後の啓発の在り方、方策についての考え方をお伺いいたします。

○議長（大越勇一君） 新井邦弘議員の質問に対する答弁を求めます。

佐々木町長。

〔町長佐々木喜章君登壇〕

○町長（佐々木喜章君） それでは、新井議員の御質問にお答えをいたします。

議員おっしゃるとおり、利根町の選挙投票率は、長期的に見ますと低下傾向にあります。先般行われました町議会議員一般選挙の投票率は53.20%、前回は57.94%で4.74ポイント下がっておりますが、今回の茨城県内で行われました市町村議会議員の統一選挙の投票率、平均50.26%を上回っております。

学校教育の一環として、中学校へは生徒会の役員選挙の際に投票箱や記載台などの選挙機材の貸出しを行い、実際の選挙を疑似体験していただくほか、明るい選挙ポスターコンクールを小・中学校で実施するなど、選挙に対する意識の高揚を図っております。

また、はたちのつどい式典の際には選挙啓発の冊子配布を行い、選挙・政治に興味を持って、投票に行っていただけのような取り組みでおります。

投票済証明書を活用した割引特典等につきましては、投票率の向上や地域経済の活性化が期待できるものと考えております。しかしながら、投票は個人の自由意思によりなされるべきものであり、投票に行かなかったことを理由に不利益を受けることがあってはならないこと、特定業者の利益誘導につながるおそれがあることなどから、投票啓発活動と営利活動は分けて行うべきであり、県内市町村の動向を注視しながら、慎重に対応していかなければならないと考えております。

選挙に関する啓発・周知等は、選挙管理委員会の業務として位置づけられており、投票率に対する基準はないものの、懸垂幕、横断幕及びポスターの掲示や啓発物品の配布、町公式ホームページ、「広報とね」、情報メール、広報車及び防災無線等により投票率の向上に努めてまいります。

○議長（大越勇一君） 海老澤教育長。

[教育長海老澤 勤君登壇]

○教育長（海老澤 勤君） 私からは、学校教育関連の取組についてお答えいたします。

選挙権年齢の引下げに伴い、義務教育段階における主権者教育はますます重要性を増していると考えており、昨年度も令和4年9月に文部科学省が作成しました小・中学校向け主権者教育指導資料「主権者として求められる力」を子供たちに育むために」を小中学校に配布し、主権者教育の充実に向けた情報提供を行ったところでございます。

また、現行の学習指導要領では、主権者として必要な資質・能力を育むためには、社会科だけでなく、家庭科、道徳、特別活動などの学習内容を関連づけながら、教科横断的な視点で教育課程を編成することが重要であるとされております。

このことから、現時点での学校における主権者教育の取組としましては、小学生が社会科で実施しています利根町議会議場見学で学んだことを基に、学級での民主的な学級会活動、中学校社会科での選挙制度の学びを基に、厳正な生徒会選挙を行ったりするなどの取組が挙げられます。

また、中学校社会科の公民の授業では、実際に選挙投票率を上げるための方法を考える学習活動が行われており、こうした学習経験が若者の投票率向上につながることを期待しております。小学生につきましても、今年度も利根小学校の6年生を対象とした利根町議会議場見学を予定しております。ぜひ議員の皆様からも子供たちに声をかけていただくことで、子供たちの政治に関する興味、関心は高まるものと考えております。

いずれにしましても、義務教育段階の子供たちのためには、学習指導要領に沿った形での適切な主権者教育を推進していくことが重要であると考えております。

○議長（大越勇一君） 新井議員。

○6番（新井邦弘君） 先ほど町長が言われましたように、今回、町議会議員選挙で53.2%で4.74ポイント下がりました。票数にしますと998票、これが4年前より減ったわけなんですけれども、これというのは世代的に、高齢世代でしたらいろいろな議員さんの行動もみんな知っていますけれども、30代、40代、この方は選挙カーとポスターを見て判断するわけです。けれども、誰が何をしてくれるのか、そういったことも分からない、そういったのが本当に現状だと思います。なので、やっぱり面倒くさいのでもう選挙には行きたくないと、そういうような傾向が全国でも見られるような傾向にあります。

そこで、例えば、今、SNS、フェイスブックやツイッターなどで結局若い世代にも、こちらの議員でもそうですし、それから役場もそうですけれども、情報を相互関係でやれるようなシステムがこれからできないのかと。

議員さんに聞いたところ、利根町の議員さん11名の中で、それをやられる方が6名いらっしゃっています。ただ、その相互関係のこちらから情報発信はしますけれども、なかなか情報を見て、それに対して返答がなかなかないというのが現状らしいのです。SNSを活用してやった場合に、例えば、先ほど町長が言われましたけれども、利益とそれは別物

かなというような意見があるんですけども、アンケートを取ると若者、俄然、政治には興味ないんですけども、そういった特典があれば行くよというようなアンケート結果が出ております。その点もう一度、考え方はどうでしょうかね。その点だけひとつお願いしたいと思います。

○議長（大越勇一君） 大越選挙管理委員会書記長。

○総務課長兼選挙管理委員会書記長（大越達也君） それではお答えさせていただきます。

まず1点目なんですけれども、SNS等で対話方式で啓発とかできないかということなんですけれども、選挙期間中であっても、候補者の皆様の合意があれば合同演説会を開くことができますので、ぜひそういったものを利用していただいて、有権者の方に皆様の公約ですとか意見交換していただければ、多少は投票率のアップにつながるのかなと考えております。

それと、商品券等の問題なんですけれども、先ほど町長のほうから答弁がありましたように、投票は個人の自由意思によることから、投票に行かなかったことから不利益を受けることがあってはならないということと、特定業者の利益誘導につながるおそれがあることから、現在は町のほうとしては考えておりません。

以上です。

○議長（大越勇一君） 新井議員。

○6番（新井邦弘君） それと、投票者の年代別、これ統計は多分、行政のほうは分かっていると思いますけれども、先ほど町長が言いましたように、二十歳の成人式のときに啓発としては投票の冊子を皆さんに配っているというようなお話だったんですけども、冊子を配った影響で、結局、投票率、その二十歳前後の投票率はどのくらい上がっているのかという数字は、今なくてもいいんですけども、そういった統計をやっぱり取っていただいて、それを私たち議員もその情報を開示していただいて、先ほど言われたように、議員自身がSNSでこちらの情報を発信していく、そしてそれが選挙期間中じゃなくて、常備やれるようなシステムをつくっていききたいなとは思っております。

それとあと、先ほど言いましたけれども、投票率が極端に悪い投票所があります。そういった投票所の見直しなどは考えてはいらっしゃいませんか。

○議長（大越勇一君） 大越選挙管理委員会書記長。

○総務課長兼選挙管理委員会書記長（大越達也君） それではお答えさせていただきます。

年代別の投票率ということですが、今回の選挙におきまして、まず10代の方が33.21%、20代の方が26.91%、30代の方が30.34%、40代が36.54%、50代が48.50%、60代が64.34%、70代が69.80%、80代以上の方が55.94%でございます。

それと、投票所なんですけれども、場所が分かりづらいというものがございまして、まず町の公式ホームページにおきまして、全13投票所の一覧を掲載してございます。また、選挙時におきましては、入場券の裏面のほうに当日投票のできる投票所の案内図を記載し

ております。

また、ちょっと場所が分かりづらいということで、横須賀集会所におきましては、サンドラッグ裏の十字路に投票所の案内看板を設置するほか、選挙広報車による投票の啓発を重点的に行っております。

以上でございます。

○議長（大越勇一君） 新井議員。

○6番（新井邦弘君） 現在、期日前投票、役場のみで行っていると思うんですけども、この期日前投票を、例えば、先ほど投票率が悪い横須賀地区の集会所ありましたよね。その手前にランドロームとかサンドラッグがあるので、そこに移動の投票所みたいなことを、増設というか、投票日は駄目ですよ、皆さん忙しいと思うので、その期日前投票だけに関しては、投票率が悪い地域に移動で投票所をつくるという考えなどはどうですか。

○議長（大越勇一君） 大越選挙管理委員会書記長。

○総務課長兼選挙管理委員会書記長（大越達也君） それではお答えいたします。

期日前投票システムの利用には、基幹系システムサーバーへの接続が必要であり、役場庁舎以外での期日前投票システムの利用はできません。投票日当日の投票所と同じように、紙ベースでの選挙人名簿との照合で投票受付はできるものの、期日前投票によってシステムと紙ベースでの照合となり、二重投票となる可能性が考えられますので、随時投票済みかの確認が投票所同士で必要となり、業務が煩雑になります。

また、増設に伴う経費の増加やこれ以上の人員確保は非常に難しい状況にあり、現在のところ増設のほうは考えておりません。

以上です。

○議長（大越勇一君） 新井議員。

○6番（新井邦弘君） 先ほど成人式に啓発の冊子を配るということでお聞きしましたけれども、町長が発行している「さきがけ」ありますよね。これすごく分かりやすく町民の皆様に行政、行財政のお知らせをしているので、その例えば一つのスペースに、この政治の啓発みたいなものも載せていただいたら、もっともっと町政に興味が湧いてくるのかな、議会に興味が湧いてくるのかなと思うんですけども、その点いかがですかね。

○議長（大越勇一君） 大越選挙管理委員会書記長。

○総務課長兼選挙管理委員会書記長（大越達也君） それではお答えいたします。

今回、選挙のビラにつきましては、公費の負担となるんですけども、今回の選挙で候補者の方がビラを作成した方は13人中9人で行いました。そのうち、選挙用に作成された方は6人で行いました。

以上です。

○議長（大越勇一君） 新井議員。

○6番（新井邦弘君） これは行政だけの責任じゃなくて、私たち議員の責任もあると思

いますので、いかに議員が私たちの公約とか、そういった行動を皆さんに開示していないかということで、我々議員もこれからもっともって町民と一緒に懇談会をしながら頑張っていきたいと思えます。ありがとうございます。

続きまして、2番目の質問に移ります。

ふるさと納税の状況について。

(1) ふるさと納税の活用について、多くの自治体の中から我が町を選んで納税してくれる方々の厚意を無駄にしないためにも、この活用方法について、収入の一つと捉えるだけでなく、活用してこそ意味があると思えますが、活用方法についてどのようにお考えかをお伺いします。

○議長（大越勇一君） 佐々木町長。

○町長（佐々木喜章君） ふるさと納税の活用についてですが、寄附金を募集する際、活用事業として六つの事業を挙げております。

一つ目は、いつでも保育事業、二つ目は、高齢福祉の充実事業、三つ目は、ふるさと思い出の花火事業、四つ目は、未来知的文庫事業、五つ目は、元気な利根っ子支援事業、六つ目は、その他町長が必要と認める事業で、この中から選んでもらい、寄附をしていただいております。寄附金は選んでもらった事業に充当するとともに、残金については、現在、がんばる利根町応援基金に積み立てております。

今後は、学校跡地利活用において、利根町の将来を担う子供たちのため及びその保護者のために、旧文小学校に町内の子育て世帯の方が集い、楽しく過ごせるよう大型遊具の設置を進めるなど、町の交流拠点整備に充てたいと考えております。

○議長（大越勇一君） 新井議員。

○6番（新井邦弘君） 今ふるさと納税、かなり昔から比べると、納税額が上がってきております。

そこで、ふるさと納税では、地元特産品などを贈るなどしている自治体もありますけれども、我が当町では今後どのような対応をしていくのか、お考えをお伺いします。

○議長（大越勇一君） 蜂谷財政課長。

○財政課長（蜂谷忠義君） 地元特産品の今後の対応でございますが、現在、町内のふるさと納税の返礼品を登録している事業者は34事業者おります。主な返礼品といたしましては、お米やパン、お菓子など計307種類となっております。

今後につきましても、たくさんの寄附をいただけるよう、町内事業者の新規開拓及び現在登録している事業者に対しましても返礼品の種類を増やしていただけるよう交渉していく予定でございます。

○議長（大越勇一君） 新井議員。

○6番（新井邦弘君） それでは、(3)のふるさと納税を今後増やしていくために、どのようなことを検討されているのか、お伺いいたします。

○議長（大越勇一君） 蜂谷財政課長。

○財政課長（蜂谷忠義君） 今後、ふるさと納税を増やしていくための対応についてですが、ポータルサイトは、現在、ふるさとチョイスとふるさとチョイスのパートナーサイトのみとなっております。今後、全国の寄附者に対し、少しでも利根町の返礼品が目にとまるよう、ポータルサイトを増やしていく予定であります。

○議長（大越勇一君） 新井議員。

○6番（新井邦弘君） よく分かりました。

ただ、返礼品の多さとか特産品とか、そういったこともあると思いますけれども、利根町独自の、例えば利根町の南側には利根川が流れております。この利根川を使った体験型返礼品とか、例えば6年前に桜まつりで実施したんですけれども、桜の並木を川から閲覧するというような企画をやりまして、大変好評でありました。こういった期間限定の体験型、これも建設省というか、国土交通省に言うと船も貸してくれますので、この時期的なものだけの特産品、体験型、こういったのも、もしかしたらかなり利根川、川がない地域の他市町村の方は興味があるのかなと。ちなみに、印西市では土日に川のクルーズやっています。

これ結構皆さん乗車されて、一周回っている人が結構多いので、そういったことも参考にしながらやってみてみたらどうかと思いますけれども、お考えはいかがですか。

○議長（大越勇一君） 佐々木町長。

○町長（佐々木喜章君） そういった意見を、前々から議員の皆さんからもらえればよかったのかなと思っております。最初170万円ぐらいだったふるさと納税が今2,700万円ぐらいありますから、それで金額にして目標をもうちょっと増やしていこうかなと考えて、それにはやっぱり新井議員おっしゃるとおり、そういう事業、いろいろ一つずつやっていけばいいのかなと私も思いますし、ぜひとも議員の皆さん、また町民の皆さんもこれからいろいろないいアイデアを我々にもらえたら、もうちょっと、1億円でも1億5,000万円でも2億円でも行くんじゃないかなと、そういうことは感じているところです。

今現在、財政課の中にふるさと納税係というのを新たに設けてまして、今必死になって、企業系ふるさと納税のほうでも頑張ってお金をいただいているところです。これからも頑張っていきますので、議員の皆さんも御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（大越勇一君） 新井議員。

○6番（新井邦弘君） 我々議員も行政に頼ることだけではなく、議員一丸となって、両輪ですので、利根町町民のためにいろいろな施策を議員同士が皆さんで持ち寄って、議員案としてこれからも提出していきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

以上で質問を終わります。

○議長（大越勇一君） 新井邦弘議員の質問が終わりました。

暫時休憩いたします。再開を10時40分とします。

午前10時29分休憩

午前10時40分開議

○議長（大越勇一君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

2番通告，3番佐藤眞一議員。

〔3番佐藤眞一君登壇〕

○3番（佐藤眞一君） 2番通告，3番の佐藤眞一でございます。このたびは利根町町議会議員に選出され，新人議員として身の引き締まる思いです。初心を忘れず，議員としての職務を全うしていきたいと存じます。本日は，私にとりまして，初めての一般質問となります。私を支援していただいた町民の皆様，そして全ての町民の皆様の御期待に応えるべく，全力で頑張る所存です。また，本日議会を傍聴に来られた皆様に対し，厚く御礼申し上げます。

本日の一般質問では町民の皆様から寄せられた数多くの要望の中から，特に多くの方々から要望があり，なおかつ強い要望のありました利根町の公共交通機関の問題を取り上げました。また，この公共交通機関の問題につきましては，ほかの議員の本谷議員，峯山議員も一般質問で取り上げております。

まず初めに，AIを活用したオンデマンド型地域交通システムについてお伺いします。

町は，令和6年度にAIバスを導入する計画はあるという声がありますが，具体的には何を考えているのか，お伺いいたします。町長，よろしく願いいたします。

○議長（大越勇一君） 佐藤眞一議員の質問に対する答弁を求めます。

佐々木町長。

〔町長佐々木喜章君登壇〕

○町長（佐々木喜章君） それでは，佐藤議員の御質問にお答えをいたします。

現時点においてAIバス導入をする計画はありませんが，令和5年第1回定例会の船川議員からの一般質問でお答えをさせていただきましたが，当町には現在，地域公共交通計画が策定されておらず，当町の高齢化率，また移住定住等の政策を推進する上では，路線バスやタクシーなどの民間事業者を含めた町全体の公共交通の在り方について検討し，将来を見据えた持続可能な公共交通サービスを構築する必要があるため，令和6年度に利根町地域公共交通計画が策定できるよう，令和5年度，令和6年度の2か年で予算を計上し，進めているところでございます。

AIバスの導入につきましては，昨年2月にAIバスを導入している高萩市への視察を行うなど，情報収集に努めているところでございまして，公共交通にAIを取り入れることで，待ち時間の短縮など，利便性の向上が図られている事例もありますので，利根町地域公共交通計画の策定においては，AIやコミュニティバスの導入についても検討し，持続可能な地域公共交通を実現してまいりたいと考えております。

○議長（大越勇一君） 佐藤議員。

○3番（佐藤眞一君） 次に、A I オンデマンドバスについてですが、私が調べたところでは、日立市では高齢化が進む中で、自家用車に代わる移動手段となる地域モビリティの本格運行が今年4月より始まっております。また、境町では高性能自動運転バス、高度な技術が必要なレベル4に対応するバスを今年10月に導入する予定です。

そして近くで申しますと、隣の龍ヶ崎市では、先日、私、龍ヶ崎市役所都市計画課の担当に問い合わせましたところ、今年10月にA I オンデマンドバスの実証運行を、現在のコミュニティバスの運行に加えて、来年3月まで半年間かけて実験するとのこと。本格運転については、半年間の実証実験の結果を踏まえて、令和6年度にコミュニティバスも含めて新交通システムを検討するとのこと。

そこで御質問します。利根町のA I デマンドバスの行程計画は、どうなっているか、先ほどお答えの中ではまだ計画中ということですが、ありましたら、よろしくお願いたします。

○議長（大越勇一君） 布袋政策企画課長。

○政策企画課長（布袋哲朗君） それではお答えをいたします。

導入行程計画につきましては、先ほど町長から御答弁がありましたとおり、これから利根町地域公共交通計画を策定してまいります。まずは基本方針や目標、取り組むべき施策を整理し、今後取り組んでまいりたいと考えております。

日立市や境町、また龍ヶ崎市、こちらにつきましては、もう既に公共交通計画がございまして、こういう計画の下、いろいろな取組をしているところでございます。利根町もその取組をできるよう、まずは計画策定を進める段階でございます。

以上でございます。

○議長（大越勇一君） 佐藤議員。

○3番（佐藤眞一君） まだ計画の段階ということですが、ほかの地域ではもう既にどんどん実証実験とか、もう実行されているわけなんです。それからすると、2年後に計画を立ててこれからやるということになりますと、まだ3年、4年後となりますので、それでは私は遅いのではないかと、もう現実に利根町の町民の方々は交通問題で非常に苦渋されているわけなんです。

ですから、私は一刻も早く実現するために、町として努力していただきたい、そのように考えます。

○議長（大越勇一君） 布袋政策企画課長。

○政策企画課長（布袋哲朗君） 議員おっしゃるとおり、利根町のほう少し遅れているところはございますけれども、公共交通計画がなければ、どの路線を残すのかとか、どういう形の地域の空白地帯のところにコミュニティバス、もしくはふれ愛タクシー等を通すのか、いろいろな課題がございます。これらの問題をアンケート調査、またいろいろ取りま

して、利根町にとってどのような形が一番いいのかというのを、いろいろ地域公共交通活性化協議会のほうで検討しながら進めてまいります。そのときには、ある程度、利根町のほうの理想の交通網というのがお示しできるのではないかとこのように考えております。

○議長（大越勇一君） 佐藤議員。

○3番（佐藤眞一君） 現在の状況はよく分かりました。

それで次は、これもちょっとまだ聞けない段階だと思うんですけども、すみません、申し訳ございません。その前に、高萩市への一応視察はされたというふうにお伺いしました。しかしながら、現在もうどんどん日進月歩で、自動運転であるとか進んでおります。隣の龍ヶ崎市ではもう既に実証段階に入っているわけですから、そのほかに高萩市以外に町として視察するとかという計画はございますでしょうか、その点についてお伺いします。

○議長（大越勇一君） 布袋政策企画課長。

○政策企画課長（布袋哲朗君） 既に導入している他市町村への視察でございますが、これから開催いたします地域公共交通活性化協議会の開催をした段階で、またプロポーザル、コンサルティング業者のほう選定を行います。そうして進めていく中で、いろいろな情報をいただけたと思いますので、今後その辺につきましては、視察のほうを考えていきたいと思っております。

先ほど町長から答弁もございましたが、昨年2月に高萩市のほうに行つてまいりました。そのほか、昨年9月にはNTTへAIの自動運行の視察のほうも行つております。レベル3からこのレベル4に自動運転のほう切り替わつてまいりますので、今後はそういう自治体のほうも積極的に視察に行ければというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（大越勇一君） 佐藤議員。

○3番（佐藤眞一君） まだまだ計画段階ということで、ちょっとお聞きしても難しいかもしれませんが、このような大型システムになつてまいりますと、かなりの大きな金額の予算になると思つてですね。

ですから、大ざっぱというか、まだ計画もしてない段階だと思うんですけども、それを導入するに当たっては大体どれぐらいの予算規模で考えておられるのか、その点についてお伺いいたします。

○議長（大越勇一君） 布袋政策企画課長。

○政策企画課長（布袋哲朗君） その予算規模の話になりますと、どこら辺までをこのAIバスを導入するのか、もしくは自動運転をするのか、その規模にもよりますので、ちょっと金額のほうは分かりませんが、相当な金額がかかるというふうには認識してございます。

○議長（大越勇一君） 佐藤議員。

○3番（佐藤眞一君） 状況はよく分かりました。一日も早い実行をしていただくように

御検討よろしく願いいたします。

では次に、今までは将来のシステムについてということで、これは時間のかかる中長期的な問題なんですけれども、今度短期的に、今の利根町の交通システムについての御質問をいたします。

まず1番目に、現在は福祉バス、いわゆる福ちゃん号2台、それからふれ愛タクシーが3台ありますけれども、利用状況はどうなっているのか、お伺いいたします。

○議長（大越勇一君） 勝村保健福祉センター所長。

○保健福祉センター所長（勝村 健君） それでは初めに、福祉バスの利用状況についてお答えいたします。

現在、福祉バスは、町内を一周する外回りコースが1台、文地区と布川地区を巡回する内回りコースが1台、合わせて2台の車両で運行しております。

御質問にあります利用状況でございますが、令和4年度の実績で申し上げますと、外回りが延べ2,768人、内周りが4,241人、合計すると7,009人の利用がありました。1日当たりに換算すると、外回りが10.3人、内回りが15.7人、合わせて26人の利用者ということになります。令和3年度の利用者の合計が6,919人でございますので、比較をいたしますと、わずかではありますけれども90人ほど増加しているという状況でございます。

以上でございます。

○議長（大越勇一君） 布袋政策企画課長。

○政策企画課長（布袋哲朗君） 続きまして、ふれ愛タクシーにつきまして御説明いたします。

令和4年7月より1台増車しまして、3台の運行となっております。

利用状況につきましては、令和4年度、昨年度の実績といたしまして、利用者は延べ7,818人となっております。内訳といたしましては、町内を利用した方、延べ3,619人で62%、龍ヶ崎方面の関東鉄道竜ヶ崎駅、済生会病院を利用した方が延べ1,647人で28.5%、JAとりで総合医療センターを利用した方が延べ744人で9.5%となっております。

○議長（大越勇一君） 佐藤議員。

○3番（佐藤眞一君） 状況、実績については分かりました。

もう一つちょっと突っ込んだ質問させていただくんですけれども、私も、とにかく福ちゃん号とか乗ってみたいと分からないということで、2回乗ったんです。全部を回るコースと、それから特定の目的で医療機関に行くためにはどのような状況なのかということで、体験いたしました。今まで知らなかったんです。福ちゃん号はどのようなふうな使い方をされているのかとか、どういう方が乗っているのかとか分かりませんでしたけれども、それで自分が体験することで分かりました。

それによると、今、外回りと内回りがあって、それから外回りの中に右回りと左回りがあるんですね。それから、内回りの中にもやはり右回りと左回りで、1日10便運行してい

るというふうなことになるんです。

そうしますと、先ほどの御説明にもありましたけれども、令和4年度でいきますと、1日当たり26人なんです、利用者が。それを10便運行していますので、10で割りますと、1台当たり2.6人しか利用してないんです。私が乗ったときも、1人とか2人しか乗っていないんですよ。それはもう、あまりにももったいないではないかと。私は、利根町の今の福ちゃん号の利用者は少ないのではないかと考えるんです。

それに加えて、龍ヶ崎市の状況を調べました。龍ヶ崎市では、平成30年で19万2,745人が利用しております。令和3年度はコロナの影響で減っておりますけれども、17万8,813人です。それから、令和4年度は21万1,917人です。ですからこれを人口で比較してみますと、龍ヶ崎は利根町より人口多いわけですから、令和4年の龍ヶ崎の住民基本台帳による人口によりますと7万5,690人なんです。それから利根町は、先ほど令和4年度で利用者年間7,009人で、人口が1万5,323で割りますと0.5人なんです。ですから、龍ヶ崎は2.8人が利用しているのに、利根町は0.5人しか利用してない。だから利用をあまりされてないのではないかと。

私がたまたま、たまたまですよ。私自身が龍ヶ崎の通いつけている眼科に行きまして、家内に車で連れていってもらったんですけれども、すぐそばにコミュニティバスの停留所がありまして、1時間に3便あるんです。そして、多くの市民の方が次々と乗車しているという姿を見て、私はびっくりしました。ほとんど利根町の福ちゃん号の停留所には待っている人とか見かけないものですから、市民の方が次々に乗っているんです。その理由としては、やはり便数が多いと、1時間に3便もあると。

それからもう一つついでに言いますと、持っているコミュニティバスの保有台数が、全然違うんです。龍ヶ崎市は12台あります。それから、取手市は7台あります。1ルートについて1台持っております。牛久市は6台あります。それからルートも、利根町は内回り、外回り、右左合わせると4ルートですけれども、龍ヶ崎市は9ルートあります。取手市は7ルートあります。それから、牛久市はルートが多くて、通勤専用のルートが2ルートと一般の8ルートで、10ルートあるわけです。

ですから、その辺のところは使い勝手において差が出てきているのではないかというふうに私は想像するわけなんですけれども、その辺についてはいかががお考えでしょうか。

○議長（大越勇一君） 布袋政策企画課長。

○政策企画課長（布袋哲朗君） 今、いろいろ御質問いただきました、他市町村の状況でございます。こちらにつきましては、こちらのほうでも把握している状況でございますが、他市町村につきましては、民間のバスもかなり運行されてございます。

利根町におきましては1社のみという形で、なかなか町全体にバスが行っていない状況もございます。また、福祉バスにつきましては無料ということで町内を巡回していることもありまして、この辺も公共交通計画の中でいろいろ議題にはなってくると思うんです

けれども、無償ではなく料金を取るとか、その中でA Iをどんどん導入していったって利便性の向上を図る、そういうような形でいろいろ議論がなされてくるとは思いますけれども、今後その辺につきましても議題に乗せて、一つ一つ解決していきたいというふうに考えております。

○議長（大越勇一君） 佐藤議員。

○3番（佐藤眞一君） 今、利根町以外は逆に民間の交通機関があるということですが、利根町の場合はないわけですから、大利根交通以外は。逆にコミュニティバスとか、そういう公共交通機関をもっと充実させないといけないんじゃないでしょうか。だから、買物難民とか、そういう医療機関に行くための難民ということで、非常に切実な問題です、町民にとりまして。

だから、バスの台数も、こういうところにお金をかけて、2台と言わず5台とか6台つくって、ルートも増やしていけば、利用する方も増えてくるんじゃないかと、私はそう思うんですよ。ですから、その辺のところをよく検討していただきたいなというふうに考えます。

○議長（大越勇一君） 布袋政策企画課長。

○政策企画課長（布袋哲朗君） 議員おっしゃるとおり、まずは民間のバス事業者のほうで残していただかないといけないルート、これをまず決定していかないといけないと思っております。そこで賄えない部分につきましては、民間バス事業者が1事業者しかないわけですから、町のほうで効率よくそこにアクセスできるような形にする、そういうような形で話は進めていきたいというふうに考えております。

○議長（大越勇一君） 佐藤議員。

○3番（佐藤眞一君） それから、その前の質問でもちょっと関連してくるわけなんですけれども、私は利用者が少ないと思うんですけれども、町民の方から福ちゃん号、ふれ愛タクシーに関しましても、利用方法が分からない、不便だという声が多いのですが、その辺の改善策についてお伺いいたします。

具体的に申しますと、福ちゃん号の路線図に関しては、これがそうなんですけれども、これはA3にコピーしておりますけれども、地図が小さくて見にくいと。それから、利用方法が分からない。行きはよいけれども帰りの便が少なく、1時間から2時間待たないといけないと。内周りとお外回りが、これ2枚になっているんです。こういうふうにお内回りとお外回り2枚になっている、時刻表が。これも非常に見にくい。こっちを見て、またこっちを見ないといけない。地図も分かれている。これも地図も一つになっていけば、全体がどういうふうになっているかというのが分かりますし、その辺の工夫をしていく必要があるんじゃないかなと思うんです。

それでちょっと御参考までに、私、周辺のコミュニティバスの時刻表、これを入手しましたけれども、これが龍ヶ崎市の時刻表です。このように、時刻表も系統ごとにかちっと

時間も分かりますし、全体の地図が出ています。そして、その全体の中に、主に利用する場所、例えば市役所であるとか医療機関とかその辺が明示されているんですよ。ですから、ここに行くためにはこのバスを利用したらいいと、そういうふうに分かるわけなんです。それから、利用方法についても丁寧に説明していますよ。移動パターン、済生会病院に8時30分までに到着したい、この場合にはこの系統のバスを乗って行ってください、そういうのが書いてあります。これは龍ヶ崎市です。

それから、こちらは取手市です。やはり同じような感じですよ。こういうふうにはルートがあって、それから町全体の地図があります。系統も一覧してすぐ分かる。行く場所も、例えばJAとりで医療センターであるとか市役所とか、それが明示されていますので、市民の方も非常に分かりやすいということで、やっぱり利用者が多いのではないかと私は考えるわけです。

こちらは牛久市なんです。牛久市もやはり同じように、ちょっとサイズ小さいですけども、やはり地図としては全体の地図、それから運行図もこのように牛久市全体の地図がありまして、その中で色分けして、例えば緑色はどこどこ行きだとか、さくら台・みどり野ルートとか、そういうふうにはっきりしているわけなんです。

そういう工夫がもうちょっと必要ではないのかと。町民の方も利用しにくいということは言われているわけですから、もうちょっと分かりやすいような、このような、お金をかけてでもいいですから、こういう地図を、時刻表を作っていただきたいと私は思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（大越勇一君） 勝村保健福祉センター所長。

○保健福祉センター所長（勝村 健君） それでは、福祉バスの改善策のほうでございしますが、ただいま佐藤議員から御指摘がありましたように、福祉バスに関しましては、地図が外回りと内回り、別々に作成されてございます。また、時刻表、それから運行図につきましても、小さいだとかそういった指摘があるかとは思いますが、今後、他市町村の地図、運行図などを参考にしながら、皆様に分かりやすいようなものを考えていきたいと考えております。

○議長（大越勇一君） 佐藤議員。

○3番（佐藤眞一君） ある方なんですけれども、早尾台の方でバスをよく利用されている方なんですけれども、この時刻表はぼろぼろになっているんですよ。こんな普通の紙だと持ち歩けばぼろぼろになりますので、やはりこのように持ち歩いても、ポータブルでなおかつ破れないような、こんな立派なものを持っていれば、もっと利用しやすいんじゃないかと。

その方なんですけれども、やはり言われているそうです。ほかに利用していない方から、福ちゃん号を使いたいだけでも、利用の仕方が分からないと言われているんです、現実的に。ですから、やはり分かりにくい、説明不足であるというふうに私は考えるわけです。

それで、こういうことも言われました、実例として。御本人は常陽銀行に行くだけだと、早尾から。バスに乗って行ったけれども、帰りの便がない。だから、常陽銀行から早尾まで歩いて帰ったというのです。もうちょっと便数が多ければ、そういうこともなくて帰れると思うんですけれども、だからその辺の増便とか、それからバスの台数を増やすとか、その辺を真剣に検討していただきたいなど。

A I バスとかデマンドバスが実現するにはまだ先で大分時間がかかると思いますので、当面、町民の方が本当に困っておられますので、その方の現実的な対策を考えていただきたいというふうに考えます。

○議長（大越勇一君） 佐藤議員に申し上げます。質問になっていないんですけれども、大丈夫ですか。

○3番（佐藤眞一君） そうですか。すみません。私の意見ですね。

○議長（大越勇一君） 質問をしてください。

○3番（佐藤眞一君） そうしたら質問は、そのような、今不便だと言われているような町民の方の意見に対して、町としての改善策はどう考えているのか、お伺いいたします。

○議長（大越勇一君） 布袋政策企画課長。

○政策企画課長（布袋哲朗君） それではお答えいたします。

先ほど、私のほうから地域公共交通計画の策定をして2年ぐらいかかってしまうという話なんですけれども、その間にバスを増便して、いろいろ対策をやりたいところではあるんですけれども、まずは計画の中で、この交通ルート、交通網、町のほうのルートが決まった段階で、併せて、できるだけ早く導入できるような対策ということで同時に検討させていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（大越勇一君） 佐藤議員。

○3番（佐藤眞一君） それでは分かりました。ぜひ早急に検討していただきたいと思います。それから補足というか、意見になるかもしれませんが、質問にはならないかもしれないんですけれども、ほかの町では一応有料なんです、100円とか150円。ただ、利根町は無料なんですけれども、お金がかかっても便利になったほうがいいという声もありますので、その辺もお考えください。

次の質問です。次は、利根町の町民は利根町以外の龍ヶ崎市、取手市、我孫子市への買物や医療機関への通院が多いのが実情です。しかしながら、他市町村への乗り入れや乗り継ぎができず困っています。

ある方から聞いた話ですが、上曽根地区に住んでいまして、免許証を返上したが……。

○議長（大越勇一君） 佐藤議員に申し上げます。大きい2番の現在の利根町の公共交通についての質問において、（3）と（4）の質問がされてないんですけれども、よろしいですか。飛ばしてしまっ。

○3番（佐藤眞一君） （3）（4）してなかったですか。すみません。そうですね、ちょっと抜けておりました。

（3）については、改善策ということでお答えいただいたと思うので……。

○議長（大越勇一君） アンケートを取る予定はないのか。

○3番（佐藤眞一君） アンケートの件のことについてお伺いします。

ふれ愛タクシーについては既にアンケートを取って、「広報とね」にも掲載されております。それで先ほどからも申し上げておりますように、利根町は高齢者が多くて、平均年齢が全国より20歳高いと。免許証を返上したいが、車がないと非常に不便で、80歳を過ぎてからも運転している町民が非常に多いと。そして、免許証を返上してもそれに代わる交通機関がなく、本当に生活上困っている人が多いと。したがって、交通対策は喫緊の課題であり、アンケートを直ちに実施し、早急に対策を講じていただきたいと存じます。

福祉バスの利用に関して町民からアンケートを取る予定はないか、お伺いいたします。

○議長（大越勇一君） 布袋政策企画課長。

○政策企画課長（布袋哲朗君） それではお答えいたします。

福祉バスやふれ愛タクシーにつきましては、過去にアンケート調査を実施してごさいます。

今後のアンケートの予定でございしますが、現在、利根町地域公共交通計画の策定に向けて準備を進めているところでございしますが、この計画策定に当たり、町民の日常生活における移動実態や移動ニーズなどを調査して、問題点や課題等を把握するため、町内在住の15歳以上の町民を対象に今年度中にアンケート調査を実施する予定でございします。

また、福祉バス、路線バス、ふれ愛タクシーの公共交通利用者に対してもアンケートを実施しまして、今後の公共交通の維持等に対する意向などを把握していきたいというふうに考えております。

○議長（大越勇一君） 佐藤議員。

○3番（佐藤眞一君） アンケートを実施していただけるということで、ありがとうございます。

その対象、15歳以上ですけれども、一部選んでやるのか、全町民にやるのか、その辺はいかがでしょうか。

○議長（大越勇一君） 布袋政策企画課長。

○政策企画課長（布袋哲朗君） 一部になります。一応、15歳以上の町民約3,000人を対象に実施する予定でございします。

○議長（大越勇一君） 佐藤議員。

○3番（佐藤眞一君） 質問というか、その今のアンケートに絡む問題で、ふれ愛タクシーの場合は、利用者だけにアンケートを行っているんです、何百人でしたか。ではなくて、ほかにも利用したい方がいるわけですから、やはりほかの町民の方もやっぱりアンケート

の対象にしていただきたい、今の質問とも絡んでくるので、その点よろしく願いいたします。

それから、4点目といたしまして、要支援、要介護者、身体障害者（車いす利用者）への交通機関については、どのように対応しているか、お伺いいたします。

○議長（大越勇一君） 服部福祉課長。

○福祉課長（服部 豊君） 要支援者などの交通機関への対応としましては、町では、高齢者や障害者の方々が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、利根町社会福祉協議会に在宅福祉サービスセンター運営事業を委託し、愛称「まごころサービス」として、家事援助のほか送迎サービスを行い、いわゆる交通弱者の方への対応を行っております。

現在の送迎サービスの内容を申し上げますと、使用する送迎車は、セダントタイプの普通車両1台と、車椅子利用者の方がそのまま乗車することが可能なワゴンタイプの車両3台を使用し送迎しております。原則利用者1人に対し、送迎を行う登録ボランティア1名により対応しております。

また、要支援者や要介護者、身体障害者などの利用者につきましては、事前に利用登録をしていただきまして、利用する際には、利用する日の2日前までに予約をしてから利用していただいております。

以上です。

○議長（大越勇一君） 佐藤議員。

○3番（佐藤眞一君） 最後の大きな質問になるんですけれども、他市町村とのコミュニティバスの相互乗り入れに関してでございます。

利根町の町民は、利根町以外の龍ヶ崎市、取手市、我孫子市への買物や医療機関への通院などが多いのが実情です。しかしながら、他市町村への乗り入れや乗り継ぎができず、困っています。先ほどちょっと紹介した話ですけれども、上曾根地区の方が歩いて行って、龍ヶ崎の駅までとか布佐の駅まで歩いて行っているという方もいらっしゃる。私に対して、何とかならないかと切々と訴えてまいりました。

例えば、ほかの例なんですけれども、つくばみらい市は守谷市の医療機関、スーパーへの乗り入れを行っております。ただし、相互乗り入れではなくて片側乗り入れで、つくばみらい市から守谷市、谷和原地区片乗り入れのみです。そのほか病院循環専用バスが、つくば市、守谷市、取手市に運行しております。

質問は、他市町村とのコミュニティバスとの相互乗り入れについてお伺いいたします。

○議長（大越勇一君） 布袋政策企画課長。

○政策企画課長（布袋哲朗君） それではお答えをいたします。

当町から他市町村へのコミュニティバスの乗り入れでございますが、基本的には民間事業所のほうと乗り入れをする市町村のほうの協議が必要になってきます。また、バス事業者のほうで運行する場合には、バスのほうの許可が、乗り入れ許可が必要になってきてご

ございますので、今現在、利根町のほうで行っているのは、ふれ愛タクシーで乗り入れをしているという状況でございます。

です。ふれ愛タクシーで、龍ヶ崎市の済生会病院と龍ヶ崎市の関東鉄道竜ヶ崎の駅です。あと、JAとりで、こちらのほうにつきましては該当市町村のほうと、また民間事業所のほうと協議をいたしまして、乗り入れをしているところでございます。

○議長（大越勇一君） 佐藤議員。

○3番（佐藤眞一君） 結構、利根町と龍ヶ崎市で境界を接しているところがありまして、私もバスで乗りましたら、内回りで戸田井橋のところから龍ヶ崎の市内を通って羽根野のほうに入ってくるということで、実際に行っているんです、運行しているんですよ。

それとか、龍ヶ崎のコミュニティバスに乗ったこともありますけれども、関東鉄道の竜ヶ崎駅というのは交通センターみたいなところになっておりまして、そこまで行きましたら、いろいろな系統に乗り継ぎが簡単にできるようになっているんです。ですから、そこまで乗り継ぎできれば、かなり利根町の町民の方も便利になるんじゃないかと、そういうふうを考えました。

以上です。

○議長（大越勇一君） 布袋政策企画課長。

○政策企画課長（布袋哲朗君） 今、佐藤議員がおっしゃっていたような、ほかの市町村の乗り入れのほうにも、ある程度時間のほうも見まして、公共交通のほうで、計画のほうで、できるだけ利用しやすいような形で、せっかくなつくたのに利用していただかないと、その交通網、意味がなくなってしまうので、できるだけ利用しやすいような形で、近隣市町村のほうの乗り入れのほうのアクセス、そちらのほうも検討してまいりたいというふうを考えております。

○議長（大越勇一君） 佐藤議員。

○3番（佐藤眞一君） その点に関しましても、現状乗ってみて、あそこの南が丘の常陽銀行のところには実際近くまで来ているわけですから、そこに龍ヶ崎のコミュニティバスの停留所があるよと言えば、福ちゃん号に乗ってそこまで行って乗り入れできるという利用をうまくすればできると思うんです。それを思いました。

では、最後の質問になります。布佐駅に福祉バスの乗り入れ、停留所を設置する計画はないかということなんですけれども、印西市は既に布佐駅に停留所を設置し、コミュニティバスを乗り入れています。利根町ではしらさぎ団地や利根ニュータウンの住民の方が、交通機関で不自由を強いられているというふうにお聞きしております。早急なる対策をお願いいたします。

布佐駅に、福祉バスの乗り入れ、停留所を設置する計画はないかについてお伺いいたします。

○議長（大越勇一君） 佐々木町長。

○町長（佐々木喜章君） この問題は、私が就任した当時、平成29年、星野市長と話し合いました。布佐駅に停留所を置いてくれるという方向で進めたのですが、大利根交通との協議で、布佐駅に大利根交通走らないよということで意見が分かれまして、布佐駅に乗り入れられない。

私も佐藤議員が言うように、布佐駅に乗り継ぎさえすれば、印西のバスも来ていることだし、千葉ニュータウンにも行けるかなと、そういうふうを感じていろいろ、取手もそうです。今は引退してしまいましたけれども、市長と取手の松陽高校の辺りまで利根町のバスを入れていいか、そんなことも話し合いをして、いいということだったんですが、そこから今度、公共交通会議です。これがなかなか、撤退してしまうわけですから、大利根交通が。撤退してもいいよというふうには、私は言えませんでした。布佐に行くバス、大利根交通、朝は相当乗っていますから。私よく橋の上に立つのですが、結構乗っていますので、それを町である時間帯にやるというのはちょっと難しいのかな、委託だけでやるのも難しいのかなと。

だんだん徐々に、遅れましたけれども、もえぎ野台に停留所をたくさん置いて、あそこに車庫を設けて、本数も幾らか遅い時間も走られるようになった。徐々に徐々にではございますが、これから公共交通会議の中でそういう話し合いを持って、布佐へも積極的に乗り入れられるように努力したいと、そういうふうを考えています。もう停留所は置いていいよという話になっていますから。

○議長（大越勇一君） 佐藤議員。

○3番（佐藤眞一君） 確かに大利根交通は民間の会社ですから、乗客いないと経営的に成り立っていないということがあるので、それを肩代わりするものとして、逆にコミュニティバスを使って、場合によっては委託するとかいう方法もあるわけですね。取手市というのは、いわゆる大利根交通と、それから関東鉄道に委託しているんです。実情、コミュニティバス。そういうやり方もあると思うんで、あと、やはり布佐に近い方は結構買物とか、千葉ニュータウンとかああいうところに行く人が多いので、布佐まで行ければ、今度は印西のコミュニティバスを利用できるということで、そういうことで利用する人も増えるんじゃないかなと思いますけれども、ぜひ前向きに御検討をお願いいたします。

私の質問は以上です。

○議長（大越勇一君） 佐藤眞一議員の質問が終わりました。

暫時休憩いたします。再開を13時30分といたします。

なお、先ほど本谷議員が11時少し前に議場入り口に来られましたが、体調がすぐれないということで本日欠席となります。

午前 11時21分休憩

午後 1時30分開議

○議長（大越勇一君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

3番通告，9番五十嵐辰雄議員。

〔9番五十嵐辰雄君登壇〕

○9番（五十嵐辰雄君） 3番通告，五十嵐辰雄でございます。次の3項目について質問いたします。

まず一つは，空き家対策でございます。

空き家問題が，少子高齢化や人口減少をもたらす巨大な危機として叫ばれるようになりました。何をすればいいかわからず，取りあえず放置している人が多いようです。このままにしておけば，空き家問題を深刻化させるだけです。

平成27年に空家等対策の推進に関する特別措置法が施行されてから約7年が経過し，約8割での市区町村で空家等対策計画が策定されました。その中の約5割を超える市区町村で法定協議会が設置されています。

空き家問題は1人では解決できないことも多く，地方自治体，空き家等関連NPO，不動産会社，様々な立場で連携し，空き家問題の解決に取り組まなければなりません。

次のことをお尋ねします。

（1）利根町空家等の適正管理に関する条例第7条に規定する総合的な判断する基準について，また，同条例第10条第2項第1号に規定する空家等対策計画の策定についてお尋ねします。空家等対策計画を作成してあれば，その概要をお伺いします。さらに，空き家等の判定の基準になるマニュアルやチェックリストの作成についてもお尋ねします。

2回目からは自席で質問いたします。

○議長（大越勇一君） 五十嵐辰雄議員の質問に対する答弁を求めます。

佐々木町長。

〔町長佐々木喜章君登壇〕

○町長（佐々木喜章君） それでは，五十嵐議員の御質問にお答えをいたします。

空家等の適正管理に関する条例第7条に規定する総合的に判断する基準でございますが，空家等対策の推進に関する特別措置法第2条第2項に規定する，特定空家等により，そのまま放置すれば倒壊等のおそれがある状態又は，著しく衛生上有害となるおそれのある状態，著しく景観を損なっている状態と認められる空家等を，特定空家等に該当するか否かを，特定空家等の判定シートにより立入調査を行い，判断いたします。

空家等対策計画の策定につきましては，平成30年度に第1期計画を策定しております。計画期間を令和4年度までの5年間としておりましたので，令和4年度中に第2期計画案の作成及びパブリックコメントを実施し，頂いた御意見を踏まえ，利根町空家等対策協議会にて内容の精査を行い，令和5年度から令和9年度までの5年間の第2期計画を令和5年4月に策定いたしました。

次に，空家等の判定基準のマニュアルやチェックリストの作成につきましては，マニユ

アルとチェックリストの機能を併せ持つ空家現状確認調査台帳を作成し、こちらに基づきまして空家等の判定をしております。

○議長（大越勇一君） 五十嵐議員。

○9番（五十嵐辰雄君） ただいま町長の御答弁で、空家等の、特定空家か普通空き家だとか、その判定基準についての説明を受けました。

よく内容等理解しましたけれども、そこで2回目ですけれども、空家等の適正管理に関する条例の施行規則の第4条には、特定空家についての認定の基準が書いてありますね。これ町の施行規則、条例の施行規則。中身見ますと、構造の一般の程度、構造の腐朽又は破損の程度、それから周囲に及ぼす影響、悪影響の程度それから切迫性、こういった判定基準がありますけれども、文書による表現ですと、その判定する基準が見る人の見方で大分違ってくるんです。ですから、施行規則にありますけれども、点数制で客観的に表現したほうがいいと思うんです。あれは何点ですかとか、そうすると誰が見ても空き家の判定のその差異、違いはないと思うんです。

その点についての、その判断基準を点数制にして、担当者が替わっても、誰が見ても分かるように、その判断基準を正確に点数で評価するとか、そういう方向づけはいかがでしょうか。

○議長（大越勇一君） 飯島生活環境課長。

○生活環境課長（飯島 弘君） それではお答えいたします。

今おっしゃられました基準でございますが、判定シートというものをつくっております、そちらのほうで判定しております。

その内容についてでございますが、まず、外観目視により、その判定シートを活用して判定を行います。

まず一つ目が、建築物そのものの物的状態、こちらは、構造一般の程度や構造の腐朽又は破損の程度。次に、防火上又は避難上の構造の程度。次に、周囲に及ぼす影響といたしまして、境界までの離れている軒高の高さ以下か、あと被害をもたらす可能性の要因の有無。その次に今度は、悪影響の程度と切迫性としまして、地域の実情に応じた悪影響の程度や危険等の切迫性の要因の有無について判断しております、先ほど言われましたとおり、点数制によってこちらは判定しております。

以上です。

○議長（大越勇一君） 五十嵐議員。

○9番（五十嵐辰雄君） 課長、シートの中には点数制によってあるのでは、正確に、誰が見ても客観的に評価できるわけですね。

そこで、この空き家について調査をした結果について、担当課では空き家の所有者、またその管理者に指導とか助言とかいうことはできるんでしょうか。今のその空家法においては、その点をお伺いします。

○議長（大越勇一君） 飯島生活環境課長。

○生活環境課長（飯島 弘君） それではお答えします。

今言われました、空き家の所有者に対して指導ができるかというお話でございますが、そちらのほうは、生活環境課の職員で空き家の確認に参りまして、その時点でちょっと木が生い茂っていたり草等が生えていた場合には、適正管理に関する通知を所有者に通知しまして、通知するときには現状の写真も一緒に通知しまして、このような状態になりますので管理をお願いしますという形で通知しております。

○議長（大越勇一君） 五十嵐議員。

○9番（五十嵐辰雄君） ありがとうございます。

課長、そこで（2）のほうに参りますけれども、空き家の実態調査、それで適宜指導、助言をして改善を図るわけですが、その結果についてはまた追跡して調査はしていると思うんですが、改善した場合、所有者、管理者は役場の指導、助言に従って改善はしてくれていますか。その点お伺いします。

○議長（大越勇一君） 飯島生活環境課長。

○生活環境課長（飯島 弘君） それではお答えします。

空き家調査のデータベースによる管理状況についてでございますが、空家等対策の推進に関する特別措置法第11条の規定に基づき、データベース化をしております。

令和4年度は437戸の空き家に対して実地踏査の結果、415戸が確定されたことに伴い、確認日や管理判定の更新を行っております。

次に、改善状況についてでございますが、管理判定を三つに分けてございます。

一つ目は、A判定として、管理不全な空き家が、令和3年度は38戸ございましたが、令和4年度では22戸と16戸の減少が見られております。

二つ目は、B判定として、修理や管理などで適正になる空き家が、令和3年度に92戸ございましたが、令和4年度では123戸と31戸の増加が見られております。

三つ目は、C判定として、適正に管理されている空き家が、令和3年度では307戸ございましたが、令和4年度では270戸と37戸減少いたしました。

また、令和4年度では更地になった空き家が4戸、居住が確認された空き家が39戸であり、43戸が空き家から改善されております。

○議長（大越勇一君） 五十嵐議員。

○9番（五十嵐辰雄君） 今、課長の御答弁で、空き家管理については相当気を使って、適正管理して減らすように、データベースで追跡調査してやっていると、それは評価できます。

これ保存年限ですけれども、役場のほうの文書の保存年限は、これは空き家が存在する以上はずっと継続して保存しておくんでしょうか、その点お尋ねします。

○議長（大越勇一君） 飯島生活環境課長。

○生活環境課長（飯島 弘君） それではお答えします。

今、五十嵐議員がおっしゃいましたとおり、ずっと継続して今もデータベース化しております。

以上です。

○議長（大越勇一君） 五十嵐議員。

○9番（五十嵐辰雄君） ありがとうございます。

それでは今度は、（3）の多様化する空き家の活用です。空き家の管理というのは適正管理、空き家のままで管理するのもいいと思うんですが、やっぱり空き家は有効活用ですね、最終目的は。

ですから、有効活用ですが、今、国のほうでやっていますけれども、地方移住とか田園回帰、それから仕事は都市で週末は田舎で暮らすと、空き家から始める地域づくりとか、そういういろいろな政策を国のほうではやっておりますが、もう一つ、この4月から農地法が改正されて、新しい農地法が、これ一部改正ですけれども、施行されました。これが、農地法による下限面積の削除になりました。そうしますと、農地取得が容易になります。ただ、これは農業委員会の許可が必要ですが、これは農地法の改正前は、農地は旧法では50アールと、5反ぶり農地ないと許可が出ないわけです。その面積要件が削除されましたので、農村部にある空き家の畑とか田んぼとか、空き家住まいして都市農園を営業できると、そういう制度になりましたので、その点は農業政策課のほうと連携してやらないとなかなか生活環境課だけでは力及ばないと思うんですが、そういう点も広い意味において、広義の空き家対策として農業政策課のほうでは何かそういう考え方があればお答えください。

○議長（大越勇一君） 大越農業委員会事務局長。

○農業政策課長兼農業委員会事務局長（大越聖之君） それではお答えいたします。

下限面積の撤廃につきましては、3月の議会の際にも五十嵐議員の一般質問で答弁させてもらっておりますが、下限面積のほうは一応撤廃ということになりましたけれども、それ以外にも、全部耕作要件ですとか、農作業常時従事要件ですとか、地域調和要件は存置されておりますので、そちらのほうクリアできないと農地の取得の許可は下ろせないということになります。

それで、その後、農地法関係事務に関する処理基準というものが改正されて、町のほうにも届いておるところですけれども、全部効率要件の中でも改正になっておるのは、資産保有目的ですとか、投機目的の農地取得は認められないですとか、自家消費を目的とした取得であっても一部のみで耕作の事業を行う場合、近傍の自然的条件及び利用上の条件が類似している農地の生産性と比較して著しく劣ると認められる場合には、効率的に利用しているものとは認められないというようなことになっております。また、地域調和要件の中で、面的にまとまって利用されている地域で、小面積の農地権利取得によってその利用

を分断するような場合も認められないというふうなことになっております。

あと、これから地域計画を策定していくわけなんですけれども、そちらの実現に支障を生ずるおそれがある権利取得も許可できないというようなことになっておりまして、農業委員会のほうとしてはこの下限面積の撤廃というのは非常に難しい問題がありまして、国のほうにもその具体的なQ&Aとかを示してくれということで、農業会議等を通じていろいろ要望はしておるところなんですけれども、そこがまだ来てない状況ですので、今はこの処理基準に基づいて農業委員会のほうでは、認可といいますか、許可のほうを出しているような状況でございます。

○議長（大越勇一君） 五十嵐議員。

○9番（五十嵐辰雄君） ただいまの課長の答弁ですと、やっぱりその農地というのは、終戦後の農地改革、これは自作農創設のためにやったわけですね。今度の改革は、戦後最大の農地改革です。ただ、やっぱり幾ら国のほうで立法化してやっても、その末端のほうの行政処理が追いつかないと。国のほうでは国会でやりますけれども、実際の事務事業、作業するのは市町村の末端なんです。ですから、解釈のしようがいろいろあるわけです。課長おっしゃるとおり、国のほうが幾ら解釈しても、事務が追いつかないんだよね、確かに。そういう点がありますから、簡単ではないと思うんです。

しかし、役場のほうとしても、今、地方移住とかそういうのに対するお考えについて、もし担当課がお答えいただければ、この人口を増やすしかないと思うんです。それには、自然増はなかなか難しいので社会的な増加、それを図るのにはやっぱり空き家対策も、地方移住を推進してやらないと駄目ですけども、その点についてのお考えがあればお尋ねします。

○議長（大越勇一君） 布袋政策企画課長。

○政策企画課長（布袋哲朗君） 移住定住に対しての施策ということでございますが、町のほうといたしましても、新築マイホーム助成金や、今年度より新婚者に新生活の応援の補助金をするなど、様々な対策のほうを講じているところです。できれば、空き家のところに新たな方が住んで、人口増加につながれば一番いいんですけども、その辺に関しましては、また担当課と連携しながら進めてまいりたいと思います。

○議長（大越勇一君） 五十嵐議員。

○9番（五十嵐辰雄君） よく分かりました。確かに役場の行政の縦横の連携が大事です。よく連携して、農村集落の空き家の解消に向けて、一層の御努力をお願いします。

次、今度、（4）のほうですが、これは空き家の相談窓口でございます。

この空き家になったけれどもどうしようかという、その空き家の所有者が相談される、そういった窓口、そういうのがあれば、今はないんですね。これをつくる必要があると思うんですけども、その点伺います。

○議長（大越勇一君） 飯島生活環境課長。

○生活環境課長（飯島 弘君） 空き家相談窓口の常設についてでございますが、空き家に関わる専門職の方が常時対応している窓口は設置してございませんが、生活環境課が総合窓口となり、随時、担当職員が相談を受けている状況でございます。また、相談内容も様々であることから、全国空き家対策推進協議会や茨城県が主催する空き家に関するセミナーを積極的に受講し、情報収集や情報交換により様々な相談に対応できるようスキルアップを図っているところでございます。

相談窓口の周知につきましては、昨年度、出前講座において空き家の管理や活用についてのアドバイス、空き家に関するパンフレット等の配布をしたところでございます。また昨年度から、おくやみ窓口において相談のきっかけづくりや、空き家になるおそれのある家をお持ちの親族の方に空き家の適正管理のお願いや空き家の活用、空き家バンク制度についての説明を行い、併せてパンフレット等の配布もしております。利根町にお住まいでない親族の方も多いため、お電話等での問合せや相談も可能であることもお知らせしております。

○議長（大越勇一君） 五十嵐議員。

○9番（五十嵐辰雄君） 課長、担当課のほうでは随時、窓口に相談者がいると。どういう方が相談に来ますか。空き家の発生の要因ですが、これは空き家の発生は、抽象的には家庭環境の変化ですが、家庭環境というのは個人的な要素があるので、一概にそこまで担当課のほうでは公にできないと思うんですが、どういう方が主に相談に来ますか。もし、概略で結構ですけれども、相談内容の、多少若干空き家の発生要因とかについての相談の内容、概略についてお答えくだされば幸いです。

○議長（大越勇一君） 飯島生活環境課長。

○生活環境課長（飯島 弘君） それではお答えいたします。

まず、相談に来られる方という話ですけれども、窓口に来られる方より、電話での問合せが多いです。先ほど言いましたとおり、利根町にお住まいの親族の方より、お住まいでない方の電話の問合せが多いです。

相談内容の受付の状況ですけれども、令和4年度は相談件数が52件ございました。相談内容は、やはり草やそういう樹木等の管理についての問合せというのが非常に多いです。

次、令和3年度ですけれども、こちらの相談件数が30件ほどございまして、やっぱり一番多いのが、そういう草の手入れとか樹木の手入れ等が多くなっております。

令和5年度ですけれども、また6月2日現在のデータになってしまいますが、こちらでも7件ほど既に御相談来ておりまして、やはり相談内容で一番多いのが、雑草や樹木の相談です。

以上です。

○議長（大越勇一君） 五十嵐議員。

○9番（五十嵐辰雄君） 相談に来るのは、何かお願いに来るわけですね。そこで課長、

相談に来る件数は結構ですけれども、相談の結果について、相談に来られた方は解決までは、担当課では相談があったからと解決まではできないと思うんですね。だから、来てもしようがないと。

その点について、もう少し突っ込んだお答えいただきたいです。

○議長（大越勇一君） 飯島生活環境課長。

○生活環境課長（飯島 弘君） それではお答えいたします。

先ほど言いました、令和4年度の相談件数52件というふうなお話をいたしました。その中で、解決とは言いませんけれども、改善されたという形が41件、令和3年度、先ほど相談件数30件というお話ししましたが、改善されたのが23件、そのような形となっております。

○議長（大越勇一君） 五十嵐議員。

○9番（五十嵐辰雄君） そこで現在、最近の資料で、現在、町には空き家、今の空家法による空き家、あと特定空家の件数があればお願いします。

○議長（大越勇一君） 飯島生活環境課長。

○生活環境課長（飯島 弘君） それではお答えいたします。

現在、利根町では特定空家となっているものはございません。

ですけれども、その空き家という形では、令和4年度で415件、令和3年度が437戸、令和2年度で372戸となっております。

○議長（大越勇一君） 五十嵐議員。

○9番（五十嵐辰雄君） そこで、やっぱり空き家というのは、ここに住んでないから。または、空き家があっても、利根町に転居した人もいると思うんです。空き家の場合はいろいろ個々の状況によって違いますけれども、空き家についてはここに住んでいない場合、空き家をどうしようかということ、解体しようと思ってもなかなか業者が見つからないと、それで困っている人が結構多いと思うんです。

それで、解体する場合の費用ですが、これは相当費用もかかるわけですが、何十万円と。だから、今アドバイザーとかそういった制度があれば、なお結構だよ。専門性を持った人のアドバイザー、行政でもそれくらいやらないと、なかなか民間には任せられないと思うんですね。

今、例えば消費生活でも消費者アドバイザーとかありますけれども、そういうアドバイザーという制度も、利根町が率先してつくってもいいと思うんだよね。ちょっと専門性を持った相談できる人が、そういった踏み込んだ対策はいかがでしょうか。

○議長（大越勇一君） 飯島生活環境課長。

○生活環境課長（飯島 弘君） それではお答えします。

先ほども答弁させていただきましたが、まず、出前講座において空き家に関するパンフレットの配布、また、おくやみ窓口でのパンフレットの配布、そちらのほうにですけれど

も一応、空き家の解体に関することで問合先ということで明記しておりますので、そちらのほうへお電話していただいて、その解体に関する相談はしていただいているような形になっております。

○議長（大越勇一君） 五十嵐議員。

○9番（五十嵐辰雄君） 話はちょっと先に行ってしまうかもしれませんが、やっぱり空き家は、市町村の行政段階では、空き家の件数の維持管理、減少ということはなかなか難しいと思うんです。今、国会で議論しているのは現在の、国のほうですよ、国の空家等対策の推進に関する特別措置法の改正を今議論しています。これは、令和5年度中には立法化して施行するようです。注目点としては、その支援法人の創設、支援法人。中身としては、NPOや社団法人などの民間と連携していると、それしか方法ないわけですよ。行政のデスクワークではなかなかできないので、やっぱり民間企業のノウハウを活用して一緒にやらないと、これから空き家は解消できないと思うんです。空き家問題の前進には、民間企業の活用が一番でございます。

そこで、課長、今度5番のほうに参ります。国土交通省では、毎年、空き家対策モデル事業を募集しています。これホームページに出ています、募集。それで、申込みする期間は、毎年毎年、非常に早いんです。年度初め、一月半ぐらいしか応募期間がないんです。多分、令和5年度の6月の初め頃、もう締め切るわけだよね、多分。

この空き家対策モデル事業を導入してやっているところが二、三あると思うんですが、これ非常にいい内容ですが、これについてのお考えがあれば、概略でもお答えください。

○議長（大越勇一君） 飯島生活環境課長。

○生活環境課長（飯島 弘君） 国土交通省の令和5年度空き家対策モデル事業の募集でございますが、地方自治体、NPO、民間業者、地方住宅供給公社等の創意工夫による空き家の活用等に係る取組に対して支援する事業となっております。

事業の概要といたしましては、ソフト提案部門とハード提案部門がございますが、町で応募できるのはソフト提案部門となり、調査検討、普及啓発、事業スキーム構築など、空き家対策に関する取組を評価・支援する事業となります。

募集のテーマが三つございます。テーマ1として、空き家に関する相談対応の充実や空き家の発生抑制に資する官民連携体制の構築。テーマ2といたしまして、空き家の活用等に関連するスタートアップなど新たなビジネスモデルの構築。テーマ3として、新たなライフスタイルや住居ニーズに対応した空き家の活用等になります。この三つのテーマの中でも、テーマ1、空き家に関する相談対応の充実や空き家の発生抑制に資する官民連携体制の構築にのみ応募が可能となります。

空き家対策モデル事業の応募についてでございますが、創意工夫による空き家対策に関する取組の提案、モデル性の高い取組に対して採択されるものでございます。空き家対策の強化に向けての空き家に関する相談体制の充実や空き家の発生抑制に資する官民連携体

制の構築に向けては、民間業者との連携が必要不可欠となります。現在、町と連携して行っていただく取組について検討しているところであり、民間業者の情報収集を行っているところでございます。

以上のことを踏まえ、町といたしましては、今年度の応募は締切りとなってしまいましたので、来年度以降、検討してまいりたいと思います。

○議長（大越勇一君） 五十嵐議員。

○9番（五十嵐辰雄君） ぜひ来年度、お願いします、できる限り。やっぱりこれは毎年、4月、5月という二月か何かしかないんですよ、期間は。だから年度替わって、もう遅いんだよね。今からやらないと、来年度の事業計画を。前向きにお願いします。

それで、今度、2番に参ります。これは人口減少に関して、これから町をどうしようかということです。経済成長と同時に、町も成長が大事でございます。

第2期利根町まち・ひと・しごと創生総合戦略人口ビジョンに基づき、町の施策を質問いたします。

国立社会保障・人口問題研究所の推計資料によると、利根町の人口は、2018年の推計では、2040年になると9,193人です。もう幾らもないですよ。もう1万人切るわけです。そして2050年、今から25年ちょっとでは6,747人で、まさに驚愕の社会が想定されます。空き家対策もしかり、あらゆる社会システムを一刻も早く人口減少に耐え得るものへと作り替える必要があります。

町当局の考え方や今後の取組についてお尋ねします。

○議長（大越勇一君） 佐々木町長。

○町長（佐々木喜章君） 町の人口減少対策につきましては、人口減少対策に特化した第2期利根町まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げた子育て支援・教育環境・定住促進等の具体的な施策を、空き家対策も含めまして取り組んでいるところでございます。

この総合戦略は、まち・ひと・しごと創生法に基づき、人口減少対策と地方創生を進めるための計画となっており、令和6年度に計画期間が終了することから、第3期総合戦略の策定に当たりましては、地域や住民生活の課題を新たに抽出し、地域の実情に即した総合戦略となるよう、今年度より準備を進めてまいります。

第3期の総合戦略の策定につきましては、町の最上位計画であります総合振興計画と施策の重複している部分が多くあり、両計画ともに町の将来にわたって持続可能なまちづくりを進めるための計画であるため、一体的な計画として今年度より2か年かけて策定いたします。

そのほか、利根町地域公共交通計画につきましても、今年度より2か年かけて策定をいたします。人口減少や高齢化に伴い、現在の公共交通の在り方を見直し、移動手段を確保し、また町民にとって利用しやすく、将来にわたり持続可能な公共交通体系を構築することにより、町の活性化、将来には人口減少対策につながるものと考えております。

○議長（大越勇一君） 五十嵐議員。

○9番（五十嵐辰雄君） ありがとうございます。町長の力強い政策の夢と希望を持って、これから利根町も発展することを願っています。

そこで、人口減少というのは、自治体の衰退につながる要因でございます。どこでも自治体では人口減少を予測していますけれども、やっぱり無理のある将来人口推計をしているのが多いです。自然増はしかり、社会増に頼るしかありません。今、どこでも他の市区町村との人口の奪い合い、パイの奪い合いです。だから、何でもいいからいい政策をどんどん出して、どうしても利根町に来てくれと、そういうPRが必要でございます。

確かに国としても、令和4年は出生率が80万を割ったと、国としても慌てていろいろ政策を出しました。デジタル田園都市国家構想総合戦略とか異次元の少子化対策、町としても、今町長おっしゃるような、新しい政策を先取りして、夢と希望のあるまちづくりに御努力願います。

そこで次に、人口減少に合わせた、先ほど申し上げましたけれども、1万人から7,000人という、すごいスピードで人口減少です。ですから、社会資本とか何かも無駄が多いです、そうなりますと。ですから、人口減少に合わせた行政の再設計、これがどうしても必要でございます。

一つ例を挙げますと、人件費、これ議員もしかり、役場職員もしかりですが、人件費です。共済年金、これは議員は関係ないですけれども、共済年金の町負担が相当あると思うんです。将来の負担増を考えることも大事です。共済年金とか、そういった社会保障費の負担についての考え方があれば、担当課のほうでお答えください。

○議長（大越勇一君） 五十嵐議員に申し上げます。ただいまの質問は、通告されておられませんので。

○9番（五十嵐辰雄君） 承知しました。

○議長（大越勇一君） 五十嵐議員。

○9番（五十嵐辰雄君） 公共交通について関係しますけれども、今、自治体間の連携、利根町とすれば近在の市町村との連携、これ領域を超えて、確かに行政の区域を越えた連携ですよね、領域。言葉で言うほど、簡単ではないです。なぜかという、住民の、そこに住んでいる住民の経済圏と自治体の行政圏との乖離が、相当あります。よく河内、龍ヶ崎、利根とありますけれども、住民の経済圏と自治体の行政区域の乖離がありますので、やっぱりいろいろ意見の集約するのは難しいと思うんです。

行政の連携についてのお考えがあれば、お答えください。

○議長（大越勇一君） 布袋政策企画課長。

○政策企画課長（布袋哲朗君） お答えいたします。

公共交通につきましては、相互乗り入れをするような連携のほうは、今のところ考えておりません。

ただ、利根町のほうから龍ヶ崎もしくは取手、我孫子、布佐、そういうところに行かれる住民の方もいらっしゃいますので、その辺のアクセスの便につきましては考慮したいというふうに考えております。

○議長（大越勇一君） 五十嵐議員。

○9番（五十嵐辰雄君） 最後の3番に参ります。DXの実践的導入でございますが、それをお尋ねします。

2020年、新型コロナウイルスが世界で蔓延し、危機的状況になりました。リモートワークが推奨され、ビジネスの業態も大きく変わりました。アフターコロナの時代におけるDXの必要性は、時を追って増してきています。

事務事業にいかんDXを実現するかの道筋をお尋ねします。

○議長（大越勇一君） 布袋政策企画課長。

○政策企画課長（布袋哲朗君） それではお答えをいたします。

事務事業におけますDXの推進につきましては、全庁的な推進体制の構築が必要であると考えております。急速に進んでいる社会全体のデジタル化に対応するためには、民間企業からデジタル分野におけるスペシャリスト人材を受け入れ、専門知識、業務経験、人脈やノウハウを活用し、外部の視点、民間の経営感覚等を取り入れながら、事務事業におけるDXの推進を図ってまいりたいというふうに考えております。昨年度より、内閣府から紹介を受け、複数の企業の中から選定した企業と人材の受入れに向けて協議を進めておりました。できるだけ早く人材のほうを受け入れたいというふうに考えております。

DXの具体的な取組でございますが、特に町民の利便性向上が期待される介護、子育て関係の事務につきましましては、マイナポータルからマイナンバーカードを用いてオンライン事務を可能とする行政事務のオンライン化の業務につきましましては、昨年度末に完了してございますが、現在、担当課におきまして、オンライン申請の稼働に向けた最終確認をしているところでございます。

また、自治体情報システムの標準化・共通化につきましては、令和7年度末までに国が定める標準仕様に準拠したシステムを国と共同利用するガバメントクラウド上へ移行し、構築が完了することを目指しまして、今現在、準備を進めているところでございます。

自治体情報システムの標準化・共通化の対象となっている業務は、住民基本台帳業務のほか19業務ございまして、現在、標準準拠システムと現行システムの変更点、その辺の比較分析を進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（大越勇一君） 五十嵐議員の質問が終わりました。

暫時休憩します。再開を14時30分といたします。

午後2時21分休憩

午後2時30分開議

○議長（大越勇一君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

4番通告，5番石井公一郎議員。

〔5番石井公一郎君登壇〕

○5番（石井公一郎君） 皆さん，こんにちは。傍聴に来ていただいた皆様，本当にありがとうございました。4番通告，5番石井公一郎です。

1点目の質問は，今後の財政運営について。

少子高齢化や人口減少により，自主財源の大宗をなす，大部分をなします町税が減少する一方で，扶助費，人件費，公債費の義務的経費も増加するという構造的な収支不均衡が顕在化している中，小学校の廃校活用や庁舎大規模改修工事など老朽化した公共施設改修工事等も予定されております。

毎年度，財源不足により基金を取り崩して予算編成を行っている状況であり，厳しい財政状況にあります。

そこで1点目，町税のこれまでの推移の分析を踏まえ，住民税，固定資産税，軽自動車税など，今後は具体的にどのように推移すると考えているのか，その結果，町税全体の見通しと町税の収納率向上への取組についてお伺いをいたします。

○議長（大越勇一君） 石井公一郎議員の質問に対する答弁を求めます。

佐々木町長。

〔町長佐々木喜章君登壇〕

○町長（佐々木喜章君） それでは，石井議員の御質問にお答えをいたします。

これから先の町税はどのように推移すると考えているのかについてでございますが，令和3年度の町民税，固定資産税などを含む町税全体の税収は13億424万5,000円で，令和2年度と比較しますと5,295万円，3.9%の減となっております。近年では，前年度を超える年度はあったものの，町税全体の税収は減収傾向にあるのが現状でございます。

今後の税収の見通しにつきましても，町税の5割を占める個人住民税は，人口の増減に大きく影響するものと考えております。当町は急速な少子高齢化の進行に伴い，生産年齢人口が減少していることから，今後も減収が続くものと推測しております。また，町税の約4割を占める固定資産税・都市計画税につきましては，町内の地価公示価格は下落傾向が続いておりますが，下落幅は以前と比べ縮小しておりますので，大きな減収にはならないものと考えております。

町税の収納率向上への取組については，担当課長より答弁をさせます。

○議長（大越勇一君） 鈴木税務課長。

〔税務課長鈴木 壮君登壇〕

○税務課長（鈴木 壮君） 町税の収納率向上への取組についてお答えをいたします。

納税環境の整備という観点から，納税者に対し，従来の窓口納付や口座振替に加え，平

成23年度からはコンビニによる収納，令和2年度からはスマートフォンアプリによる収納，また令和5年度からは地方税統一QRコードによる収納を新たに開始をし，納税者の利便性の向上を図っているところでございます。

一方，納期限が過ぎても納付がない納税者につきましては，督促状を発送し，督促状による納付がない場合には，自主的な納付を促すため，郵送による文書催告を行っております。この催告による納付や納税相談がない滞納者につきましては，預貯金などの財産や給与等の収入の調査を行い，その状況に応じて滞納処分を行うほか，また高額な滞納者につきましては茨城県租税管理機構への移管の措置を講ずるなど，収納率の向上に向け，公平公正な町税の徴収に努めているところでございます。

以上でございます。

○議長（大越勇一君） 石井議員。

○5番（石井公一郎君） 今，税務課長からあったように，新たな納付というようなことも始めたというようなことなのだけれども，先ほど町長も言われたように，減少傾向にあるというようなことで，収納率も前年度と比較して3.9%減，このようなことで，これ何で3.9%になったかということと，減額した，税務課の納付，徴収するというのが一番大変だと思うんですよ，お金のことですから。

そこで，令和3年度の自主財源である町税の収入というのは，調定額13億8,187万1,000円，これに対して，収入済額13億424万5,000円，不納欠損額507万3,000円，これの件数と不納欠損の内容，それに収納未済額7,255万3,000円，これをどのようにして徴収しているのか。滞納額を整理するというのは，本当に職員は大変。ただそれは徴収するしかないんですよ，真面目にきちんと納付している方もいるわけですから。その辺があるので，この収入未済額の7,200万円，これどのように徴収していくのか，その辺お答えください。

○議長（大越勇一君） 鈴木税務課長。

○税務課長（鈴木 壮君） 収入未済額の取組ということでございますけれども，令和3年度の収入未済額につきましては，現年度課税分と滞納繰越分の合計で，議員おっしゃるとおり，約7,255万円でございます。令和2年度と比較いたしますと，収入未済額は23万5,000円の増という形になっております。内訳は，現年度課税分が約2,048万円，滞納繰越分が約5,207万円という形になっております。

収入未済額への取組ということですが，収入未済額を少なくするという事は，滞納額を減らすということが重要であるというふうに考えておりますので，新たな滞納者を出さないよう，現年分の収入未済額を少しでも縮減することが重要であると考えてございます。特に，個人住民税におきましては，平成27年度からは法令遵守の観点から茨城県と県内の全市町村が足並みをそろえ，会社への特別徴収の一斉の指定に取り組み，滞納の未然防止を図っているところでございます。

繰り返しになりますが，納税が遅れている方につきましては，督促による支払いや文書

による催告を行っております。また、納付の意思がないなど悪質な場合には、預貯金などの財産の差押えといった滞納処分を実施するなど、毅然とした対応で回収に当たっているところでございます。引き続き、納税環境の整備と滞納整理の強化の両面で収納率向上に取り組み、納税者の利便性の向上と税負担の公平公正を図ることで、税収の確保並びに収入未済額の削減に努めてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（大越勇一君） 石井議員。

○5番（石井公一郎君） 今、課長は現年度分を集中してやっている、滞納繰越分についても同様にやっているんでしょうけれども、ただ納税者は、同じ人がこれ結構多いと思うんですよ、いつもいつも替わっているんじゃないかと。

それに先ほど言った、不納欠損、不納欠損について答えがなかったんだけど、その件数と、なぜ不納欠損したんだ、その辺。それと今言ったように、7,200万円ですよ。7,200万円の滞納者に対して納付書をやりました、それで、はい納めますというのは、7,200万円は大きなお金でしょうよ。

この辺もっと、ただ先ほども言いましたけれども、本当にお金を徴収するというのは本当に難しい。これが一番嫌な仕事だから。私はそう思いますよ。だけれども、その辺が、これを許しては大変なことになるわけですよ。だから差押えをやったり、やっぱりその辺をきちんとやらないと、本当に徴収率が悪いわけですから。その辺お答えください。

○議長（大越勇一君） 鈴木税務課長。

○税務課長（鈴木 壮君） まず、不納欠損のほうから御説明いたします。

令和3年度不納欠損した額ですが、507万3,247円でございます。延べ人数については258名でございました。内訳でございますが、調査をしても無財産という方が173名、生活困窮の方が7名、所在不明の方が12名、未停止ということで5年間の時効になった方が83名という形でございました。

あと、未済額の取組でございますけれども、職員の人材育成という観点からも、本町では茨城県の租税債権管理機構の職員の派遣も行っており、また同機構への研修会の参加といったものを行っております。それにより、職員の滞納処分の知識の向上を図っているというような状況でございます。

滞納繰越分についても、以前、平成23年頃は1億7,000万円ほどございましたが、徐々に今減っておりますけれども、やはり7,000万円を超えているという状況ですので、現年度のほうをなるべく少なくして、新たな滞納者を出さないよう取組を行ってまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（大越勇一君） 石井議員。

○5番（石井公一郎君） 今、課長が答弁したように、滞納者を増やさないと。だけれど

も、滞納者というのは、いつも大体同じような人が多いと思うんですよ。ただ、7,200万円というのは大きな金額なので、何とかこれを減らすような方向で、今職員一生懸命やっているんでしょうけれども、課長が先頭になって何とかこの収入のほうを、やはりきちんと納付している人のことがあるわけですから、その辺を十分に職員と一緒に滞納整理なりに努めていただきたいなど、頑張ってください。

それでは、2番目の町税である自主財源で人件費を賄えないというような状況にあります。地方交付税に依存している状況が続いていることから、人件費の抑制についてどのように考えているのか、お伺いいたします。

○議長（大越勇一君） 大越総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会書記長（大越達也君） それではお答えさせていただきます。

人件費の抑制についてですが、地方分権の進展及び町民のライフスタイルの変化に伴うニーズの多様化が進み、役場における事務量は増加傾向にあります。このことから、人員の削減による人件費の大幅な抑制は、町民サービスへの影響も出かねず、難しいと考えております。

人員の削減によらない人件費の抑制策としましては、効果が期待できるものとして、時間外勤務手当の削減が考えられます。定型的な日常業務についてマニュアル化を徹底し、業務の効率化を図るなど、職員の創意工夫により削減できる余地はあると考えております。また、時間外勤務の削減につきましては、人件費の削減効果のみならず、働き方改革における職員の健康管理の面からも重要であり、毎週木曜日に実施しておりますノー残業デーの徹底や代休制度、時差出勤等の活用に積極的に取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

○議長（大越勇一君） 蜂谷財政課長。

○財政課長（蜂谷忠義君） 今の質問の中で、交付税について触れられておりますので補足して説明いたしますと、地方交付税の94%に相当する普通交付税は、基準財政需要額から基準財政収入額を差し引いたときに財源不足が生じる地方公共団体に対して、財源不足の額の大きさに応じて国から交付されるものでございます。

○議長（大越勇一君） 石井議員。

○5番（石井公一郎君） 今、人員を減らすということは本当に難しい、職員を減らすことは、そのような答弁なんですけれども、人口がどんどん減ってくるような状況の中で、本当にそれでいいのかなという考えもあるんですよ。

やっぱり町民サービスですからきちんとした対応をしてもらわなくちゃならないんですけども、今できることは時間外、時間外を減らして木曜日のノー残業デー。だけれども結構いろいろな、フレッシュから、夜、真っぴかりになって電気ついていると、何階の部屋なんだろうねとそのような話もあり、選挙とか何かのときはこれはしようがないです

よ。だけれども、残業を減らしていくしかないですよというようなことなんだけれども、その辺はきちんと職員には徹底されているんですか、いかがですか。

○議長（大越勇一君） 大越総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会書記長（大越達也君） 時間外の削減ということなんですけれども、令和5年度当初予算におきまして2,583万8,000円となっております。令和4年度当初予算額と比較しますと237万5,000円の減額となっております。

木曜日のノー残業デーなのですけれども、たまに残っている方もいらっしゃるの、総務課のほうの放送を使いまして、ノー残業デーなので速やかに帰庁していただきということで放送を行っております。

以上です。

○議長（大越勇一君） 石井議員。

○5番（石井公一郎君） 今、課長が言われたように、残業は極力減らしていくんだというようなことなんですけれども、そのようなことで幾らかでも人件費を減らすと。やっぱり経費の削減を図っていくというのは、人件費ばかりじゃないんですよ。もう入ってくるやつがないんですから、出るやつを抑える以外にはないと思うんです。

先ほども言いましたように、これからは文小、その跡地利用、文間小の跡地利用、それに一番大きなことは役場の庁舎の改修、この金額などと言ったらやっぱり10億円近い、8億9,771万円、このような大きな金額で令和5年度と令和6年度に分けて修理をしていくと。本当にそれだけの大きな工事なりがある中で、何としても経費節減していかない限りは、役場というのとはもたないと思うんです、利根町。町長、その辺どうですか。

○議長（大越勇一君） 佐々木町長。

○町長（佐々木喜章君） 先ほども担当課長から説明がありましたが、人件費削減については、地方分権の進展及び町民のライフスタイルの変化やニーズの多様化が進み、役場における事務量は増加傾向にあると。その中で効果が期待できるものとしては時間外、ノー残業デー、このノー残業デーをやるときも相当苦勞しました、私は。夕方ここにおいて、今日はノー残業デーだといっても、みんなが帰らないんです。私が各課を歩いて、それで帰した。職員が徐々に分かってくれて帰るようになって、この数字出すまでに5年かかっています。みんなが帰るようになった。ふだんの日もそれにつられて、職員の方が帰るようになったと、そういう例もあります。

だから細かく各課を私歩いてやっているんですけれども、ここの庁舎の問題、先ほど言いました。石井議員からありましたけれども、庁舎は借金できないんです、工事するときに。基金でやるしかない、この基金はためなきゃならない。5年かかりました、9億円近くためるのに。公共公益施設維持整備基金という基金があるんです、町に。それを毎年毎年ためながら、借金できないものだから、そのお金を使って修理できる。ところが全部できるはずが、ロシアによるウクライナ侵攻で原材料が上がって、それで全部できなくなっ

たというのが現状でございます。外壁と中の一部、そんな感じで2年にわたってやるんですが、それでも全部はできない。またためて、上がった分のお金をためてやる以外ない。そういうふうに思っているところで、いろいろな経費を節減して、この9億円をためたということです。

これからも細かいこと、経費を削減して、いろいろな事業をやる時にはそうやってためていこうと、そういうふうに考えております。

○議長（大越勇一君） 石井議員。

○5番（石井公一郎君） 今、町長が答弁されたように、庁舎、これだけ大きな8億9,700万円というようなことですが、基金、公共公益施設維持整備基金、これは令和4年度末では7億2,327万1,000円、これ8億円やったら、8億9,000万円、約9億円やったら、これなくなってしまうでしょう。これでできますか、マイナスですよ。

○議長（大越勇一君） 佐々木町長。

○町長（佐々木喜章君） ほとんどゼロで、1,600万円しかなかったです、最初。私が集めて、それでためて、だから2年なんです、工事。まだ詰める予定がありますので、今年度、それで当てていくという。

あと、福祉基金、これ担当に答弁させますけれども、使えるお金が1億円、2億円弱あります。足らなかった、もし間に合わなかった場合は、それも利用させていただきます。

○議長（大越勇一君） 蜂谷財政課長。

○財政課長（蜂谷忠義君） お答えします。

地域福祉基金につきましては、2億円の果実運用ということで当初基金積み立てたものでございます。それは現在、こちらの福祉基金につきましては、果実運用ではなく、通常予算に当てながらの運用も可能とはなっております。

今のところは、先ほど町長言いましたが、前年度の余剰金や今後入ってくる交付税などでこの公共公益維持基金に積み立てれば、その2億円はそこから出させてもらえればと思います。また、どうしても足りないときにつきましては、またこの地域福祉基金を活用しているような事例もあるので、その際は改めて議会のほうに照会をかけまして、活用について検討させてもらえればと思います。

以上です。

○議長（大越勇一君） 石井議員。

○5番（石井公一郎君） 今、いろいろな基金を回してやりますよという答えなんですけれども、本当にこれでもう何も、基金もなくなってくるわけだから、今度は大変ですよ、運営していくの、町長。やっぱり経費、それ以外の歳出の経費の節減も凶らなくてはならないだろうし、先ほど話したように、時間外についても、みんな時間外をやるときにはみんなきちんと課長の決裁を受けて残業手当出すわけですから。やっぱりその辺もきちんとやっているんでしょうけれども、そうしないと歳出が大きいので、本当に私は大丈夫なの

かなと、そのように心配しているわけですよ。本当に利根町、万歳してしまいましたではしょうがないだろうし、そういうことはないでしょうけれども、ただ、この数字を見ていくと、旧文間小にしても文小にしても、これにもお金がかかるわけですよ。令和7年度から、新たなことで開いていくと。

それにもう一つは、もう老朽化した施設、老朽化というよりも使われてない施設についてはどのような考えを持っているか分からないんですけれども、町の公共施設ばかりいっぱいあるというの、何かどこかで考えないとしょうがないのかなというように思っているわけなんですけれども。

今、話した3番の旧文小、旧文間小の廃校の活用、これ令和7年度から利用開始に向けて改修工事を実施すると。その財源ですが、用途の変更設計業務の、これは過疎債を活用していますけれども、これ限度額はどうか、財源確保する予定なのか、どのように財源確保していくのか、その辺答えてください。

○議長（大越勇一君） 蜂谷財政課長。

○財政課長（蜂谷忠義君） 文小学校、旧文間小学校用途変更設計業務委託についてですが、当初予算額がそれぞれ895万4,000円となっております。その全額を過疎対策事業債で要望したところでございます。過疎対策事業債の配分額の決定時期は、例年7月頃となっております。

なお、改修工事につきましても、過疎対策事業債を活用する予定でございます。

○議長（大越勇一君） 石井議員。

○5番（石井公一郎君） 今、過疎対策債を活用するというような答弁でしたけれども、これ廃校活用による工事費も過疎債を活用するとすると、これまでも過疎債については、今後も西部地区、南部地区の基盤整備事業が続く、112号線も立崎までの拡幅工事を予定されている。その他の事業債については、これまで継続して過疎債を活用した事業費についてはほかの財源を確保することとなると思われませんが、財源はと聞かれると過疎債を活用しますと答弁している、今。過疎債もこれまでの限度額まで活用していると思いますが、その辺のところはいかがですか。

○議長（大越勇一君） 蜂谷財政課長。

○財政課長（蜂谷忠義君） 過疎対策事業債につきましては、毎年度、過疎の計画に基づきまして、こちらから要望しているところです。それで要望額につきまして、毎年、ほかの市町村もあることですから、つくかどうか分からないという状況もございます。

そういう減額調整などになった場合につきましては、そちらは優先順位をつけて事業を行い、極力一般財源とならないよう、予算の対応をしていきたいと考えております。

○議長（大越勇一君） 石井議員。

○5番（石井公一郎君） これ過疎債についての限度額というのはありますか、ないですか。これはあくまでも、過疎債にしたって7割は補助が来ますけれども、3割はもう払っ

ていくしかないですよ。そうでしょう。その辺いかがですか。

○議長（大越勇一君） 蜂谷財政課長。

○財政課長（蜂谷忠義君） 今、石井議員おっしゃったとおり、過疎債でもこちら全額のものではなく、元利償還金の7割が普通交付税でこちらに戻ってくるような制度になるので、3割は町の負担となります。

それで、限度額につきましては、毎年度、町から要望した中で国の予算とかに応じて決定するので、利根町が幾らかというそういうわけではないので、毎年度、要望しながらやっているところでございます。

○議長（大越勇一君） 石井議員。

○5番（石井公一郎君） やはり過疎債は国が認めないと駄目だと、幾らでも借りられるということじゃないんだというようなことですね。分かりました。

何とか、何回も言うようですけれども、やはり一般財源が、町税がないというよりも減ってきているわけですから、今後も減るような状況だということになるとすれば、やはり事業についても大きな事業が待っているわけですよ。庁舎もある、旧文小学校もあります、文間小もあります。そのような大きな事業がいっぱい、これからは5年、6年となってくるわけなので、その辺についても十分に、町長先頭に本当にこの辺をきちんとして、きちんとしているわけですけれども、この辺を十分考えてやっていただきたいなというように思います。町長、いかがですか。

○議長（大越勇一君） 佐々木町長。

○町長（佐々木喜章君） 就任してから今まで、そういうふうに大きなものがかかるときは、建設業のほうをストップして、繰り返し、控えながらやるところ、かかるほうをためて、そんな感じで余計なお金の出ないように注意しながらやっています。

これは相当、町民の皆さんからも要望あって、これは相当かかるなというときには少し置いて、それを細かく切って行っていくとか、今、羽根野台のU字溝の蓋の敷設替え、あれは一遍にできないです。それと、フレッシュの側溝、一遍にできないです。あんなのも2本ずつやっていたのを1本にしたり、羽根野を1区画にしたり、そういうふうによく細かく分けながら、庁舎の費用、借金できないですから、ためたお金。だから、そういうお金を生み出し、過疎債を使える、ソフトの部分で3,000万円、もう1回申請するとまた3,000万円申請できるんですけども、過疎債のソフトは5,000万円ぐらいは使える状態で2回ぐらいやっています。そんなことをしてお金をつくりながら、運営しております。

突っ走らないように、職員の方々も抑えてくれてますし、また議会の方々も抑えてくれてますので、万歳することは絶対ありません。

以上です。

○議長（大越勇一君） 石井議員。

○5番（石井公一郎君） 今、町長が答弁したように、万歳はしませんよということなの

で、その辺よろしくお願ひしたいと思ひます。万歳してしまつたのでは、もうどうにもなりませんから。

それでは、2番目の可燃物の収集についてということで、これはもう5月の連休の収集業務は終わったんですけれども、令和5年5月2日、布川地区についての可燃物の収集をしなかつたことについて説明していただきたいと思ひます。

町は広報紙等でお知らせしたのと集積場に告示、5月2日は布川地区は収集業務しませんというような張り紙もあつたんですけれども、5月1日は文間地区等については収集業務も実施した。5月2日、これは1日、2日は稼働してましたから、龍ヶ崎塵芥処理組合についても。

これ、なぜこのように書いたかというのと、なぜ文間地区のほうはやって、布川地区は何でやらないのですかと。これ、龍ヶ崎塵芥処理組合も稼働しているわけですよ、河内と龍ヶ崎も収集しているわけですから。それで、大型連休というのを分かつていたわけだと思ひます。それで、私のところへもなぜ収集、ほかの地区は収集しているのにしないんですかというようなことで、私も役場へ電話しました。そうしたら、答えは例年どおり実施しました、そのような答えがあつたので今、なぜそういうことになつたかと。

何でも一番、ごみ処理などについては、本当に町民の立場に立つて考えていただきたいなど、そのように思つて質問しました。お願ひします。

○議長（大越勇一君） 飯島生活環境課長。

○生活環境課長（飯島 弘君） 令和5年度の大型連休のごみ収集の日程につきましては、令和5年2月に日程を決定いたしました。町民の皆様へのお知らせは、「広報とね」4月号及び町ホームページに掲載したところでございます。

令和5年度のごみ収集の日程でございますが、4月30日日曜日から5月5日金曜日までの6日間、全地区収集は行わず、6日土曜日に全地区可燃物の収集をいたしました。

このたび石井議員に御指摘いただいておりますとおり、もっと町民の立場に立ち、可燃物の収集を行うことが必要であり、配慮に欠けていたと思われまふ。町民の皆様には多大なる御不便をおかけしたことをおわび申し上げます。今後は、龍ヶ崎地方塵芥処理組合への搬入が可能な場合には、収集を行う日程としていきたいと思ひます。

なお、来年度は、4月30日火曜日及び5月2日木曜日につきましては、龍ヶ崎地方塵芥処理組合及び構成市町村と日程調整を行い、搬入が可能であれば可燃物の回収を実施する予定であります。

以上です。

○議長（大越勇一君） 石井議員。

○5番（石井公一郎君） 今の答弁を聞くと、連休中ずっと6日間やらなかつたというような答弁なんだけれども、文間地区はやつたという、収集業務はしたと。だから、布川地区だけやらないのかなと思つて、今聞いているんです。間違ひないですか。

この前、私も電話しました。そうしたら答えは、前年度と同じようにやりました。けれども、ほかの町村と塵芥処理場も可燃物が開いているんだから、収集業務はしなくてはならないでしょうね。それで、そんなことなければ質問しなかったですよ。文間地区のほうを収集したというのほうですか。

○議長（大越勇一君） 飯島生活環境課長。

○生活環境課長（飯島 弘君） それではお答えいたします。

その文間地区の回収につきましては、先ほども申しましたとおり、全地区やっておりますので文間地区もやっておらず、また業者の方にも確認いたしましたが行っていないということでございます。

以上です。

○議長（大越勇一君） 石井議員。

○5番（石井公一郎君） そうであれば、私の聞き違いです。けれどもこれは、布川地区も出ていました、いっぱい。私も現場見たんですけれども、ただ、塵芥処理場が開いています、河内町もやっています、龍ヶ崎も収集業務をしています。当然やるべきじゃなかったのですか。それを前年度と同じように、連休中は全部休みました。それでは、町民の立場に立っていないでしょう。そういうことないように、今度は十分注意してやっていただきたいと思います。

終わります。

○議長（大越勇一君） 石井公一郎議員の質問が終わりました。

○議長（大越勇一君） 以上で本日の議事日程は終了いたします。

明日、6月6日も午前10時から本会議を開きます。

本日はこれで散会いたします。

お疲れさまでした。

午後3時13分散会